



2026年1月14日

各 位

会 社 名 豊田通商株式会社
代表者名 取締役社長 今井 斗志光
(コード番号: 8015 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 広報部長 三浦 伸文
(TEL. 052-584-5000)

自己株式の公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

当社は、2025年6月3日に、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面（電磁的記録を含みます。以下同じです。）決議により、同法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）を行う予定であることを決議しておりました。その後、2025年12月18日に当社はトヨタ不動産株式会社（以下「トヨタ不動産」といいます。）より、当社が2025年6月3日に決議した本自己株公開買付けの買付条件等の変更の検討要請を受け、下記のとおり検討、協議した結果、本日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値5,862円を上回る場合には5,862円）に変更することを決議いたしました。

これに伴い、2025年6月3日付「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2025年6月3日付公表文」といいます。）の内容を、下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

さらに、2025年10月6日付で公表いたしました「（開示事項の経過）自己株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」のとおり、当社は、本自己株公開買付けを開始する時期が2026年3月以降になることを見込んでおりましたが、本自己株公開買付けの開始予定時期についても下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（変更前）

＜前略＞

検討を進める中、当社は、2025年4月10日、トヨタ不動産より、①豊田自動織機公開買付けが成立し、そ

の決済が完了することを前提として、当社が、公開買付けの方法により豊田自動織機が所有する当社普通株式を取得すること、②本自己株公開買付けにおける買付予定数は豊田自動織機が所有する当社普通株式の全部である 118,095,402 株（所有割合：11.19%）とすること、③本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して一定のディスカウントを行った金額とすること、④ただし、当該金額が一定の金額を上回る場合はその金額を本自己株公開買付価格とすること、について提案を受けました。また、当社は、2025 年 4 月 26 日、トヨタ不動産より、①本自己株公開買付価格は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額とすること、②ただし、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）を上回る場合はその金額（以下「本自己株公開買付上限価格」といいます。）を本自己株公開買付価格とすること、について提案を受けました。

＜中略＞

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第 370 条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第 1 項の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 3,054 円を上回る場合には 3,054 円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本自己株公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 118,095,402 株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元（100 株）を加算した 118,095,502 株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。なお、本自己株公開買付上限価格（3,054 円）においてかかる上限数（118,095,502 株）の買付け等を行う場合であっても、取得価額の総額（360,663,663,108 円）は、本日時点における当社の分配可能額の範囲内であることから、本自己株公開買付けの決済が行えなくなる事態は生じないものと考えております。また、トヨタ不動産からは、本自己株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数が買付予定数を超える場合、あん分比例の方式により、豊田自動織機において想定以上の当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。豊田自動織機買付者プレスリリースによると、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間の本日付公開買付合意書において、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本自己株公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社普通株式の全部（118,095,402 株、所有割合：11.19%）を本自己株公開買付けに応募することを合意したことです。

なお、当社の取締役である村上晃彦氏はトヨタ自動車の執行役員を 2021 年 12 月まで務めており、また、当社の取締役であるディディエ・ルロワ氏はトヨタ自動車の完全子会社であるトヨタモーターヨーロッパ株式会社の取締役会長を兼務しているため、本自己株公開買付けに関し、利益相反のおそれ及び当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、当社の立場においてトヨタ不動産及び豊田自動織機との協議・交渉には一切参加しておりませんが、上記取締役会の書面決議においては、両氏からも書面による同意を取得しております。

ます。これは、会社法上、書面決議においては当該議案に係る事項について議決に加わることができる取締役全員の書面による同意が必要であるところ、両氏は、上記議案につき同法第369条第2項に定める特別の利害関係を有しておらず議決に加わると解される可能性があり、かかる場合には、両氏からも書面による同意を得る必要があるためです。

本自己株公開買付けに要する資金については、自己資金又は借入金により充当する予定です。なお、2025年3月期決算短信に記載の2025年3月31日現在における当社連結ベースの現金及び現金同等物は951,884百万円であること、また、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローの積み上げにより、借入金を活用する場合においても当社の財務状態や配当方針に重大な影響を与えることなく返済が可能であり、当社の今後の事業運営や財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

＜後略＞

(変更後)

＜前略＞

検討を進める中、当社は、2025年4月10日、トヨタ不動産より、①豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が、公開買付けの方法により豊田自動織機が所有する当社普通株式を取得すること、②本自己株公開買付けにおける買付予定数は豊田自動織機が所有する当社普通株式の全部である118,095,402株（所有割合：11.19%）とすること、③本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して一定のディスカウントを行った金額とすること、④ただし、当該金額が一定の金額を上回る場合はその金額を本自己株公開買付価格の上限価格（以下「本自己株公開買付上限価格」といいます。）とし、本自己株公開買付上限価格を本自己株公開買付価格とすること、について提案を受けました。また、当社は、2025年4月26日、トヨタ不動産より、①本自己株公開買付価格は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額とすること、②ただし、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）を上回る場合はその金額を本自己株公開買付価格とすること、について提案を受けました。

＜中略＞

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年6月3日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本自己株公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である118,095,402株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した118,095,502株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。

その後、2025年12月18日に、当社はトヨタ不動産より、2025年6月3日以降、当社普通株式の市場株価

が上昇しており、本自己株公開買付上限価格 3,054 円との乖離が大きい状態になっていることを踏まえ、本自己株公開買付上限価格を、豊田自動織機買付者が豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを検討いただきたいとの要請を受けました。なお、かかる要請によれば、トヨタ不動産は、豊田自動織機公開買付けにおける買付け等の価格（以下「豊田自動織機公開買付価格」といいます。）を 16,300 円から引き上げることは想定していないとのことでした。これを受け、2025 年 12 月 19 日、当社は、2025 年 6 月 3 日付公表文に記載のとおり、当社普通株式の市場株価の大幅な上昇に伴う不測の資産の社外流出を防止する観点から、本自己株公開買付上限価格 3,054 円を設定する旨を公表しており、実際に当社普通株式の市場株価が大幅に上昇している局面における本自己株公開買付上限価格の見直しの要請は応諾しかねる旨、及び豊田自動織機の普通株式の市場株価が豊田自動織機公開買付価格 16,300 円を上回る水準で推移している要因が当社普通株式の市場株価の大幅な上昇の影響に起因するものである場合は、トヨタ不動産において豊田自動織機公開買付価格を変更することで解消されるべきものと考えている旨を回答いたしました。これに対して、2025 年 12 月 22 日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却にあたっては、時価を基準とした合理的な方法及び条件により売却することが必要であると考えており、同日時点において、豊田自動織機が所有する当社普通株式を豊田自動織機公開買付けの終了後に本自己株公開買付上限価格 3,054 円で売却する意向は有していない旨、及び当社が本自己株公開買付上限価格の変更を応諾しない場合には、当社普通株式の時価を基準とした価格により、かつ、可能な限り早急な売却が行えることを前提として、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却方法について協議を行いたい旨の伝達を受けました。これを受け、2025 年 12 月 23 日、当社は、2025 年 6 月 3 日以降の当社普通株式の市場株価の上昇に伴うリスクについては、トヨタ不動産に負担いただくことが前提となっているところ、トヨタ不動産が金融機関等から追加調達を行い豊田自動織機公開買付価格を増額することにより対応いただきたい旨、また、仮にそのような対応が困難である場合には、その理由につき詳細説明が必要である旨を回答いたしました。これに対して、2025 年 12 月 24 日に、当社はトヨタ不動産より、トヨタ不動産が金融機関から追加調達を行うことは、豊田自動織機の普通株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の目的である、本取引後の豊田自動織機の成長を阻害する要因となり、ひいてはトヨタグループ全体の成長にとっても著しく悪影響を与えるものである旨、及び本自己株公開買付上限価格を変更する場合においても、当社は豊田自動織機が所有する当社普通株式を市場株価よりも低い価格で取得することが可能であり、さらには本取引によって期待できるトヨタグループ全体の価値向上を通じての当社の企業価値向上を踏まえると、本取引は引き続き当社のステークホルダーの皆様にとってもご理解をいただける取引であり、改めて本自己株公開買付上限価格の変更を検討いただきたい旨の伝達を受けました。これを受け、2025 年 12 月 25 日、当社は、豊田自動織機との持ち合い解消を含めた本取引の実現は極めて重要であると認識している旨、もっとも、本自己株公開買付上限価格を変更する場合には、豊田自動織機公開買付価格もあわせて変更いただく必要がある旨、及び本自己株公開買付上限価格を変更する場合であっても、本自己株公開買付上限価格を 3,054 円として 2025 年 6 月 3 日付公表文において公表している以上、市場株価よりも低い価格で当社普通株式を取得できるだけでは理由が不十分であり、当社の株主の皆様に十分な説明が可能な条件であることが必要である旨を回答いたしました。これに対して、2025 年 12 月 26 日に、当社はトヨタ不動産より、当社との間で本自己株公開買付上限価格の変更等に関する協議が整った場合には、かかる価格の見直しにより追加的に豊田自動織機が取得することとなる金銭を原資として、豊田自動織機公開買付価格を見直すこととしており、同日現在、豊田自動織機との間で豊田自動織機公開買付価格の変更について協議を行っている旨の伝達を受けました。これを受け、2026 年 1 月 5 日、当社は、本取引全体の成立のために本自己株公開買付上限価格を変更する場合であっても、株主の皆様への説明の観点からは、2025 年 6 月 3 日以降の当社普通株式の市場株価の上昇に伴う負担をトヨタ不動産と当社で適切に分担していることが求められると考えている旨を伝達し、加えて、豊田自動織機公開買付価格が本取引全体の成立に寄与する形で変更されることを前提条件として、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値、同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値、又は 2025 年 6 月 3 日から同日までの東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入）とすること、本自己株公開買付上限価格を、実施予定の

本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値とすること（以下「2026年1月5日付当社提案」といいます。）を提案いたしました。これに対して、2026年1月6日に、当社はトヨタ不動産より、2026年1月5日付当社提案の場合、当社普通株式の市場株価が大幅に下落しない限りは、本自己株公開買付価格は、2025年6月3日から本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日までの東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウントを行った金額となり、当該金額で本自己株公開買付けを実施した場合の豊田自動織機の税金等考慮後の手取り額は、当社普通株式を市場価格で株式市場で売却した場合よりも大幅に低く、豊田自動織機としてもトヨタ不動産としても本自己株公開買付けで豊田自動織機が所有する当社普通株式を売却する経済的合理性がないものとなるため、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額とすること、本自己株公開買付上限価格は、実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値とすること（以下「2026年1月6日付トヨタ不動産提案」といいます。）を改めてご検討いただきたい旨の伝達がありました。これを見て、2026年1月7日、当社は、2026年1月6日付トヨタ不動産提案の場合、2025年6月3日以降の当社普通株式の市場株価の上昇による当社の資産の社外流出リスクを当社のみが負担することになる可能性があること、また、本自己株公開買付価格に上限を付すことはトヨタ不動産の提案に基づくものであり、トヨタ不動産が当該リスクを一定程度負う意向があったと考えられることを踏まえると、市場株価よりも低い価格で当社普通株式を取得できるだけでは理由が不十分であり、当該リスクはトヨタ不動産及び当社の間で適切に分担していることが求められると考えている旨を伝達いたしました。これに対し、2026年1月9日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付価格の変更に関するトヨタ不動産と豊田自動織機の協議において、豊田自動織機が設置する特別委員会（以下「豊田自動織機特別委員会」といいます。）から、本自己株公開買付価格が市場売却その他の方法と比較し、妥当なものと評価されるものでない場合には、豊田自動織機公開買付けは、豊田自動織機公開買付けの決済完了後に本自己株公開買付けが行われることを前提として実施されるものであり、豊田自動織機公開買付価格も当該前提をもとに決定されるものであるため、豊田自動織機公開買付価格の妥当性にも疑義が生じ得るとの見解が示されている旨、これを踏まえて、2026年1月6日付トヨタ不動産提案を改めてご検討いただきたい旨の伝達がありました。当社は、豊田自動織機特別委員会の見解を踏まえると、2026年1月6日付トヨタ不動産提案を受諾しない場合、豊田自動織機から豊田自動織機公開買付けへの応募を推奨する旨の意見が表明されない可能性が考えられ、その場合、本取引が実施されない、又は、不成立となる可能性が高いと考えました。加えて、本取引が実施されない、又は、不成立となることは、豊田自動織機との間の株式の持合いを解消することができず、当社の企業価値の最大化の観点から望ましくないと考えました。そして、本自己株公開買付上限価格を変更することは2025年6月3日時点の想定よりも資産の社外流出が増加することが見込まれるもの、①本取引は、豊田自動織機との間の株式の持合いを一定期間で解消することができる機会であること、②本自己株公開買付けは、応募対象株式が市場売却等の公開買付けによらない方法で売却された場合に生じることとなる当社普通株式の市場株価が下落するリスクを抑制する機会となり得ること、③本自己株公開買付上限価格を変更した場合においても、本自己株公開買付けは足元の市場価格に対してディスカウントを行った価格で応募対象株式を自己株式として取得することができる機会であること、④応募対象株式を自己株式として取得することは、当社の基本的1株当たり当期利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えられること、⑤豊田自動織機公開買付価格が16,300円から18,800円に変更される見込みであり、それに伴い、当社への現金流入が増加する見込みであること等を総合的に勘案し、当社は、2026年1月6日付トヨタ不動産提案を受諾することといたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定

に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 3,054 円を上回る場合には 3,054 円) から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 1 月 13 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 5,862 円を上回る場合には 5,862 円）に変更することを決議いたしました。なお、当社は、本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議に際して、ディスカウント率についても改めて検討を行い、2023 年 1 月から 2025 年 12 月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例（2026 年 1 月時点）」といいます。）89 件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計 11 件）を除く事例 78 件（ディスカウント率 5%（参考事例（2026 年 1 月時点）におけるディスカウント率の計算においては小数点以下第一位を四捨五入しております。）以上 10%未満が 3 件、ディスカウント率 10% が 64 件、ディスカウント率 11% 以上が 11 件ありました。）において、ディスカウント率 10% が最多であったことを参考に、ディスカウント率 10% が一般的かつ合理的な水準と考え、本自己株公開買付けにおけるディスカウント率を 10% とすることが適切であると判断いたしました。

なお、本自己株公開買付上限価格（5,862 円）においてかかる上限数（118,095,502 株）の買付け等を行う場合であっても、取得価額の総額（692,275,832,724 円）は、本日時点における当社の分配可能額の範囲内であることから、本自己株公開買付けの決済が行えなくなる事態は生じないものと考えております。また、トヨタ不動産からは、本自己株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数が買付予定数を超える、あん分比例の方式により、豊田自動織機において想定以上の当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。豊田自動織機買付者プレスリリースによると、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間の 2025 年 6 月 3 日付公開買付合意書において、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本自己株公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社普通株式の全部（118,095,402 株、所有割合：11.19%）を本自己株公開買付けに応募することを合意したことです。

なお、当社の取締役である村上晃彦氏はトヨタ自動車の執行役員を 2021 年 12 月まで務めており、また、当社の取締役であるディディエ・ルロワ氏はトヨタ自動車の完全子会社であるトヨタモーターヨーロッパ株式会社の取締役会長を兼務しているため、本自己株公開買付けに関し、利益相反のおそれ及び当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、当社の立場においてトヨタ不動産及び豊田自動織機との協議・交渉には一切参加しておりませんが、2025 年 6 月 3 日及び 2026 年 1 月 14 日付の上記各取締役会の書面決議においては、両氏からも書面による同意を取得しております。これは、会社法上、書面決議においては当該議案に係る事項について議決に加わることができる取締役全員の書面による同意が必要であるところ、両氏は、上記各議案につき同法第 369 条第 2 項に定める特別の利害関係を有しておらず議決に加わることができると解される可能性があり、かかる場合には、両氏からも書面による同意を得る必要があるためです。

本自己株公開買付けに要する資金については、自己資金及び借入金により充当する予定です。なお、当社が 2025 年 11 月 13 日に提出した第 105 期半期報告書に記載の 2025 年 9 月 30 日現在における当社連結ベースの現金及び現金同等物は 947,577 百万円であること、また、借入金についても、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローの積み上げにより、当社の財務状態や配当方針に重大な影響を与えることなく返済が可能であり、当社の今後の事業運営や財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

＜後略＞

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

(変更前)

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	118,095,502 株 (上限)	360,663,663,108 円 (上限)

(変更後)

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	118,095,502 株 (上限)	692,275,832,724 円 (上限)

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

(変更前)

本自己株公開買付けは、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後、実務上可能な限り速やかに実施することを予定しており、本日現在、当社は 2026 年1月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

＜後略＞

(変更後)

本自己株公開買付けは、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後、実務上可能な限り速やかに実施することを予定しており、本日現在、当社は 2026 年2月下旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

＜後略＞

3. 買付け等の概要

(2) 買付け等の価格

(変更前)

未定

(注) 上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、当社は、本日付の取締役会の書面決議により、本自己株公開買付価格を、当社普通株式 1 株につき、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 3,054 円を上回る場合には 3,054 円）とする予定であることを決議しており、正式には、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後、実務上可能な限り速やかに、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて決議する予定です。正式な本自己株公開買付価格については、決定次第、速やかにお知らせいたします。

(変更後)

未定

(注) 上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、当社は、本日付の取締役会の書面決議により、本自己株公開買付価格を、当社普通株式1株につき、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値5,862円を上回る場合には5,862円）とする予定であることを決議しており、正式には、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後、実務上可能な限り速やかに、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて決議する予定です。正式な本自己株公開買付価格については、決定次第、速やかにお知らせいたします。

3. 買付け等の概要

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(変更前)

＜前略＞

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本自己株公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である118,095,402株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した118,095,502株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。

(変更後)

＜前略＞

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年6月3日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本自己株公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える

観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 118,095,402 株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元（100 株）を加算した 118,095,502 株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。

その後、2025 年 12 月 18 日に、当社はトヨタ不動産より、2025 年 6 月 3 日以降、当社普通株式の市場株価が上昇しており、本自己株公開買付上限価格 3,054 円との乖離が大きい状態になっていることを踏まえ、本自己株公開買付上限価格を、豊田自動織機買付者が豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを検討いたいとの要請を受けました。なお、かかる要請によれば、トヨタ不動産は、豊田自動織機公開買付価格を 16,300 円から引き上げることは想定していないとのことでした。これを受け、2025 年 12 月 19 日、当社は、2025 年 6 月 3 日付公表文に記載のとおり、当社普通株式の市場株価の大幅な上昇に伴う不測の資産の社外流出を防止する観点から、本自己株公開買付上限価格 3,054 円を設定する旨を公表しており、実際に当社普通株式の市場株価が大幅に上昇している局面における本自己株公開買付上限価格の見直しの要請は応諾しかねる旨、及び豊田自動織機の普通株式の市場株価が豊田自動織機公開買付価格 16,300 円を上回る水準で推移している要因が当社普通株式の市場株価の大幅な上昇の影響に起因するものである場合は、トヨタ不動産において豊田自動織機公開買付価格を変更することで解消されるべきものと考えている旨を回答いたしました。これに対して、2025 年 12 月 22 日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却にあたっては、時価を基準とした合理的な方法及び条件により売却することが必要であると考えており、同日時点において、豊田自動織機が所有する当社普通株式を豊田自動織機公開買付けの終了後に本自己株公開買付上限価格 3,054 円で売却する意向は有していない旨、及び当社が本自己株公開買付上限価格の変更を応諾しない場合には、当社普通株式の時価を基準とした価格により、かつ、可能な限り早急な売却が行えることを前提として、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却方法について協議を行いたい旨の伝達を受けました。これを受け、2025 年 12 月 23 日、当社は、2025 年 6 月 3 日以降の当社普通株式の市場株価の上昇に伴うリスクについては、トヨタ不動産に負担いただくことが前提となっているところ、トヨタ不動産が金融機関等から追加調達を行い豊田自動織機公開買付価格を増額することにより対応いただきたい旨、また、仮にそのような対応が困難である場合には、その理由につき詳細説明が必要である旨を回答いたしました。これに対して、2025 年 12 月 24 日に、当社はトヨタ不動産より、トヨタ不動産が金融機関から追加調達を行うことは、本取引の目的である、本取引後の豊田自動織機の成長を阻害する要因となり、ひいてはトヨタグループ全体の成長にとっても著しく悪影響を与えるものである旨、及び本自己株公開買付上限価格を変更する場合においても、当社は豊田自動織機が所有する当社普通株式を市場株価よりも低い価格で取得することが可能であり、さらには本取引によって期待できるトヨタグループ全体の価値向上を通じての当社の企業価値向上を踏まえると、本取引は引き続き当社のステークホルダーの皆様にとってもご理解をいただける取引であり、改めて本自己株公開買付上限価格の変更を検討いただきたい旨の伝達を受けました。これを受け、2025 年 12 月 25 日、当社は、豊田自動織機との持ち合い解消を含めた本取引の実現は極めて重要であると認識している旨、もっとも、本自己株公開買付上限価格を変更する場合には、豊田自動織機公開買付価格もあわせて変更いただく必要がある旨、及び本自己株公開買付上限価格を変更する場合であっても、本自己株公開買付上限価格を 3,054 円として 2025 年 6 月 3 日付公表文において公表している以上、市場株価よりも低い価格で当社普通株式を取得できるだけでは理由が不十分であり、当社の株主の皆様に十分な説明が可能な条件であることが必要である旨を回答いたしました。これに対して、2025 年 12 月 26 日に、当社はトヨタ不動産より、当社との間で本自己株公開買付上限価格の変更等に関する協議が整った場合には、かかる価格の見直しにより追加的に豊田自動織機が取得することとなる金銭を原資として、豊田自動織機公開買付価格を見直すこととしており、同日現在、豊田自動織機との間で豊田自動織機公開買付価格の変更について協議を行っている旨の伝達を受けました。これを受け、2026 年 1 月 5 日、当社は、本取引全体の成立のために本自己株公開買付上限価格を変更する場合であっても、株主の皆様への説明の観点からは、2025 年 6 月 3 日以降の当社普通株式の市場株価の上昇に伴う負担をトヨタ不動産と当社で適切に分担していることが求められると考えている旨を伝達し、加えて、豊田自動織機公開買付価格が本取引全体の成立に寄与する形で変更されることを前提条件として、2026 年 1 月 5 日付当社提案を提案いたしました。これに対して、2026 年 1 月 6 日に、当社はトヨタ不動産より、2026 年 1 月 5 日付当社提案

の場合、当社普通株式の市場株価が大幅に下落しない限りは、本自己株公開買付価格は、2025 年 6 月 3 日から本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日までの東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10%のディスカウントを行った金額となり、当該金額で本自己株公開買付けを実施した場合の豊田自動織機の税金等考慮後の手取り額は、当社普通株式を市場価格で株式市場で売却した場合よりも大幅に低く、豊田自動織機としてもトヨタ不動産としても本自己株公開買付けで豊田自動織機が所有する当社普通株式を売却する経済的合理性がないものとなるため、2026 年 1 月 6 日付トヨタ不動産提案を改めてご検討いただきたい旨の伝達がありました。これを受け、2026 年 1 月 7 日、当社は、2026 年 1 月 6 日付トヨタ不動産提案の場合、2025 年 6 月 3 日以降の当社普通株式の市場株価の上昇による当社の資産の社外流出リスクを当社のみが負担することになる可能性があること、また、本自己株公開買付価格に上限を付すことはトヨタ不動産の提案に基づくものであり、トヨタ不動産が当該リスクを一定程度負う意向があったと考えられることを踏まえると、市場株価よりも低い価格で当社普通株式を取得できるだけでは理由が不十分であり、当該リスクはトヨタ不動産及び当社の間で適切に分担していることが求められると考えている旨を伝達いたしました。これに対し、2026 年 1 月 9 日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付価格の変更に関するトヨタ不動産と豊田自動織機の協議において、豊田自動織機特別委員会から、本自己株公開買付価格が市場売却その他の方法と比較し、妥当なものと評価されるものでない場合には、豊田自動織機公開買付けは、豊田自動織機公開買付けの決済完了後に本自己株公開買付けが行われることを前提として実施されるものであり、豊田自動織機公開買付価格も当該前提をもとに決定されるものであるため、豊田自動織機公開買付価格の妥当性にも疑義が生じ得るとの見解が示されている旨、これを踏まえて、2026 年 1 月 6 日付トヨタ不動産提案を改めてご検討いただきたい旨の伝達がありました。当社は、豊田自動織機特別委員会の見解を踏まえると、2026 年 1 月 6 日付トヨタ不動産提案を受諾しない場合、豊田自動織機から豊田自動織機公開買付けへの応募を推奨する旨の意見が表明されない可能性が考えられ、その場合、本取引が実施されない、又は、不成立となる可能性が高いと考えました。加えて、本取引が実施されない、又は、不成立となることは、豊田自動織機との間の株式の持合いを解消することができず、当社の企業価値の最大化の観点から望ましくないと考えました。そして、本自己株公開買付上限価格を変更することは 2025 年 6 月 3 日時点の想定よりも資産の社外流出が増加することが見込まれるもの、①本取引は、豊田自動織機との間の株式の持合いを一定期間で解消することができる機会であること、②本自己株公開買付けは、応募対象株式が市場売却等の公開買付けによらない方法で売却された場合に生じることとなる当社普通株式の市場株価が下落するリスクを抑制する機会となり得ること、③本自己株公開買付上限価格を変更した場合においても、本自己株公開買付けは足元の市場価格に対してディスカウントを行った価格で応募対象株式を自己株式として取得することができる機会であること、④応募対象株式を自己株式として取得することは、当社の基本的 1 株当たり当期利益 (EPS) や自己資本利益率 (ROE) 等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えられること、⑤豊田自動織機公開買付価格が 16,300 円から 18,800 円に変更される見込みであり、それに伴い、当社への現金流入が増加すること等を総合的に勘案し、当社は、2026 年 1 月 6 日付トヨタ不動産提案を受諾することといたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付の会社法第 370 条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 3,054 円を上回る場合には 3,054 円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 1 月 13 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 5,862 円を上回る場合には 5,862 円）に変更することを決議いたしました。なお、当社は、本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議に際して、ディスカウント率についても改めて検討を行い、

参考事例（2026年1月時点）89件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例78件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%が64件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、ディスカウント率10%が一般的かつ合理的な水準と考え、本自己株公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。

3. 買付け等の概要

（3）買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

（変更前）

＜前略＞

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本自己株公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である118,095,402株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した118,095,502株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。

（変更後）

＜前略＞

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年6月3日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本自己株公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である118,095,402株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した118,095,502株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。

その後、2025年12月18日に、当社はトヨタ不動産より、2025年6月3日以降、当社普通株式の市場株価

が上昇しており、本自己株公開買付上限価格 3,054 円との乖離が大きい状態になっていることを踏まえ、本自己株公開買付上限価格を、豊田自動織機買付者が豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを検討いただきたいとの要請を受けました。なお、かかる要請によれば、トヨタ不動産は、豊田自動織機公開買付価格を 16,300 円から引き上げることは想定していないとのことでした。これを受け、2025 年 12 月 19 日、当社は、2025 年 6 月 3 日付公表文に記載のとおり、当社普通株式の市場株価の大幅な上昇に伴う不測の資産の社外流出を防止する観点から、本自己株公開買付上限価格 3,054 円を設定する旨を公表しており、実際に当社普通株式の市場株価が大幅に上昇している局面における本自己株公開買付上限価格の見直しの要請は応諾しかねる旨、及び豊田自動織機の普通株式の市場株価が豊田自動織機公開買付価格 16,300 円を上回る水準で推移している要因が当社普通株式の市場株価の大幅な上昇の影響に起因するものである場合は、トヨタ不動産において豊田自動織機公開買付価格を変更することで解消されるべきものと考えている旨を回答いたしました。これに対して、2025 年 12 月 22 日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却にあたっては、時価を基準とした合理的な方法及び条件により売却することが必要であると考えており、同日時点において、豊田自動織機が所有する当社普通株式を豊田自動織機公開買付けの終了後に本自己株公開買付上限価格 3,054 円で売却する意向は有していない旨、及び当社が本自己株公開買付上限価格の変更を応諾しない場合には、当社普通株式の時価を基準とした価格により、かつ、可能な限り早急な売却が行えることを前提として、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却方法について協議を行いたい旨の伝達を受けました。これを受け、2025 年 12 月 23 日、当社は、2025 年 6 月 3 日以降の当社普通株式の市場株価の上昇に伴うリスクについては、トヨタ不動産に負担いただくことが前提となっているところ、トヨタ不動産が金融機関等から追加調達を行い豊田自動織機公開買付価格を増額することにより対応いただきたい旨、また、仮にそのような対応が困難である場合には、その理由につき詳細説明が必要である旨を回答いたしました。これに対して、2025 年 12 月 24 日に、当社はトヨタ不動産より、トヨタ不動産が金融機関から追加調達を行うことは、本取引の目的である、本取引後の豊田自動織機の成長を阻害する要因となり、ひいてはトヨタグループ全体の成長にとっても著しく悪影響を与えるものである旨、及び本自己株公開買付上限価格を変更する場合においても、当社は豊田自動織機が所有する当社普通株式を市場株価よりも低い価格で取得することが可能であり、さらには本取引によって期待できるトヨタグループ全体の価値向上を通じての当社の企業価値向上を踏まえると、本取引は引き続き当社のステークホルダーの皆様にとってもご理解をいただける取引であり、改めて本自己株公開買付上限価格の変更を検討いただきたい旨の伝達を受けました。これを受け、2025 年 12 月 25 日、当社は、豊田自動織機との持ち合い解消を含めた本取引の実現は極めて重要であると認識している旨、もっとも、本自己株公開買付上限価格を変更する場合には、豊田自動織機公開買付価格もあわせて変更いただく必要がある旨、及び本自己株公開買付上限価格を変更する場合であっても、本自己株公開買付上限価格を 3,054 円として 2025 年 6 月 3 日付公表文において公表している以上、市場株価よりも低い価格で当社普通株式を取得できるだけでは理由が不十分であり、当社の株主の皆様に十分な説明が可能な条件であることが必要である旨を回答いたしました。これに対して、2025 年 12 月 26 日に、当社はトヨタ不動産より、当社との間で本自己株公開買付上限価格の変更等に関する協議が整った場合には、かかる価格の見直しにより追加的に豊田自動織機が取得することとなる金銭を原資として、豊田自動織機公開買付価格を見直すこととしており、同日現在、豊田自動織機との間で豊田自動織機公開買付価格の変更について協議を行っている旨の伝達を受けました。これを受け、2026 年 1 月 5 日、当社は、本取引全体の成立のために本自己株公開買付上限価格を変更する場合であっても、株主の皆様への説明の観点からは、2025 年 6 月 3 日以降の当社普通株式の市場株価の上昇に伴う負担をトヨタ不動産と当社で適切に分担していることが求められると考えている旨を伝達し、加えて、豊田自動織機公開買付価格が本取引全体の成立に寄与する形で変更されることを前提条件として、2026 年 1 月 5 日付当社提案を提案いたしました。これに対して、2026 年 1 月 6 日に、当社はトヨタ不動産より、2026 年 1 月 5 日付当社提案の場合、当社普通株式の市場株価が大幅に下落しない限りは、本自己株公開買付価格は、2025 年 6 月 3 日から本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日までの東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10% のディスカウントを行った金額となり、当該金額で本自己株公開買付けを実施した場合の豊田自動織機の税金等考慮後の手取り額は、当社普通株式を市場価格で株式市場で売却した場合よりも大幅に低く、豊田自動織機としてもトヨタ不動産としても本自己株公開買付けで豊

田自動織機が所有する当社普通株式を売却する経済的合理性がないものとなるため、2026年1月6日付トヨタ不動産提案を改めてご検討いただきたい旨の伝達がありました。これを受けて、2026年1月7日、当社は、2026年1月6日付トヨタ不動産提案の場合、2025年6月3日以降の当社普通株式の市場株価の上昇による当社の資産の社外流出リスクを当社のみが負担することになる可能性があること、また、本自己株公開買付価格に上限を付すことはトヨタ不動産の提案に基づくものであり、トヨタ不動産が当該リスクを一定程度負う意向があったと考えられることを踏まえると、市場株価よりも低い価格で当社普通株式を取得できるだけでは理由が不十分であり、当該リスクはトヨタ不動産及び当社の間で適切に分担していることが求められると考えている旨を伝達いたしました。これに対し、2026年1月9日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付価格の変更に関するトヨタ不動産と豊田自動織機の協議において、豊田自動織機特別委員会から、本自己株公開買付価格が市場売却その他の方法と比較し、妥当なものと評価されるものでない場合には、豊田自動織機公開買付けは、豊田自動織機公開買付けの決済完了後に本自己株公開買付けが行われることを前提として実施されるものであり、豊田自動織機公開買付価格も当該前提をもとに決定されるものであるため、豊田自動織機公開買付価格の妥当性にも疑義が生じ得るとの見解が示されている旨、これを踏まえて、2026年1月6日付トヨタ不動産提案を改めてご検討いただきたい旨の伝達がありました。当社は、豊田自動織機特別委員会の見解を踏まえると、2026年1月6日付トヨタ不動産提案を受諾しない場合、豊田自動織機から豊田自動織機公開買付けへの応募を推奨する旨の意見が表明されない可能性が考えられ、その場合、本取引が実施されない、又は、不成立となる可能性が高いと考えました。加えて、本取引が実施されない、又は、不成立となることは、豊田自動織機との間の株式の持合いを解消することができず、当社の企業価値の最大化の観点から望ましくないと考えました。そして、本自己株公開買付上限価格を変更することは2025年6月3日時点の想定よりも資産の社外流出が増加することが見込まれるもの、①本取引は、豊田自動織機との間の株式の持合いを一定期間で解消することができる機会であること、②本自己株公開買付けは、応募対象株式が市場売却等の公開買付けによらない方法で売却された場合に生じることとなる当社普通株式の市場株価が下落するリスクを抑制する機会となり得ること、③本自己株公開買付上限価格を変更した場合においても、本自己株公開買付けは足元の市場価格に対してディスカウントを行った価格で応募対象株式を自己株式として取得することができる機会であること、④応募対象株式を自己株式として取得することは、当社の基本的1株当たり当期利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えられること、⑤豊田自動織機公開買付価格が16,300円から18,800円に変更される見込みであり、それに伴い、当社への現金流入が増加する見込みであること等を総合的に勘案し、当社は、2026年1月6日付トヨタ不動産提案を受諾することといたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が実施予定の本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値5,862円を上回る場合には5,862円）に変更することを決議いたしました。なお、当社は、本自己株公開買付けの条件変更に係る取締役会決議に際して、ディスカウント率についても改めて検討を行い、参考事例（2026年1月時点）89件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例78件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%が64件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、ディスカウント率10%が一般的かつ合理的な水準と考え、本自己株公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。

3. 買付け等の概要

(5) 買付け等に要する資金

(変更前)

360,663,357,708 円（予定）

(注) 上記（4）の買付予定数（118,095,402 株）に本自己株公開買付上限価格（3,054 円）を乗じた金額です。

(変更後)

692,275,246,524 円（予定）

(注) 上記（4）の買付予定数（118,095,402 株）に本自己株公開買付上限価格（5,862 円）を乗じた金額です。

以 上